

令和2年5月8日

市内商店街等代表者 様

福岡市経済観光文化局
総務・中小企業部地域産業支援課長
(商店街係)

新型コロナウイルス感染症に係る追加支援について (ご案内)

日頃から本市の商店街施策にご協力いただき誠にありがとうございます。

5月5日に発表した「福岡市新型コロナウイルス感染症対策に係る追加支援1～4」、及び「5月8日時点の各種支援施策の一覧」についてご案内致します。

各項目の詳細な内容や手続きの方法などは現在調整中の事業も含まれております。最新の情報につきましては福岡市ホームページにてご確認くださいませようよろしくお願い致します。

記

1 休業・時短要請への協力店舗等への家賃支援

【概要】

緊急事態宣言の延長に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設や時間短縮営業した飲食店などの店舗の家賃支援を継続。賃料の8割(上限額有り)を支給します。

- 【対象期間】 ①4月7日から5月6日まで(上限50万円)
②5月7日から5月31日まで(上限30万円)

【対象施設】

①については、福岡県の協力要請を受けて、概ね15日以上休業した施設や時間短縮営業した飲食店など(中小企業・小規模事業者)

福岡県が指定した「基本的に休止を要請する施設」、「基本的に休止を要請しない施設のうち食事提供施設(※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請)」

②については、①と対象施設は同じだが、詳細は検討中。

- 【申請時期】 ①は、申請受付開始が5月13日、支給開始は5月18日頃を予定
②は、申請受付開始は5月下旬以降を予定

【問い合わせ先】

○店舗への家賃支援お問い合わせダイヤル

電話番号：092-401-0019(受付時間 平日9:00-18:00)

○事業者への休業要請等に関する相談は下記の専用ダイヤル

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間対応)

電話番号：092-643-3288 / FAX：092-643-3697